

令和 7 年度 新大阪駅及び駅周辺企業等の帰宅困難者対策事業  
業務委託募集要項（公募型プロポーザル）

1 案件名称

令和 7 年度 新大阪駅及び駅周辺企業等の帰宅困難者対策事業

2 業務内容に関する事項

（1）事業目的と概要

新大阪駅は東海道新幹線と山陽新幹線の境界駅となっており、将来的にはリニア中央新幹線の乗入れも検討されるなど、大阪の玄関口としての役割を果たしていることから、発災のタイミング次第では、多くの行き場のない帰宅困難者の発生が想定される。

帰宅困難者対策は駅周辺等における混乱防止を目的に、災害発生時の一斉帰宅の抑制、一時滞在施設の確保、帰宅困難者の一時滞在施設への誘導や情報提供、徒歩帰宅者への支援等多岐にわたる。

また、膨大な人数の帰宅困難者への対応は、大規模災害による多数の死傷者・避難者の発生が想定される中であって、行政業務の災害対応も迫られる中、行政機関による「公助」には限界があり、「自助」「共助」による総合的な備えが不可欠である。

このようなことから、「新大阪駅周辺地区帰宅困難者対策協議会（以降、協議会）」を通じて、「新大阪駅周辺地区エリア防災計画」に基づき帰宅困難者対策の推進及び充実を目指す。

（2）業務内容

具体的内容については、「仕様書」を参照のこと

（3）事業規模（契約上限額）

金 1,952,000 円（消費税込）を上限とする。

（4）契約期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 23 日（月）まで

（5）履行場所

大阪市淀川区及び東淀川区の新大阪駅周辺等

（6）費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

（1）契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置

を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約保証金

契約保証金 免除

保証人 否

(4) 再委託について

ア 契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこれを再委託することはできない。

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託に当たっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、上記ア・イに規定する業務以外の再委託に当たっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

エ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

オ 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置の期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

(5) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること

- (1) 令和7・8・9年度大阪市入札有参加者名簿において「13その他代行—17各種施策研究・調査—01各種施策研究・調査」に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項において準用する同令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。また、特定の公職者又は

政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。

- (4) 公募型プロポーザル参加申出時において、大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- (5) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税を滞納していないこと。
- (7) 法人格を有していること。

## 5 スケジュール

- ・公募開始 令和7年4月11日(金)
- ・質問受付締切 令和7年4月28日(月)17時まで
- ・質問に対する回答 令和7年5月8日(木)
- ・公募型プロポーザル参加申込書の提出期限 令和7年5月23日(金)17時まで
- ・参加資格決定通知予定日 令和7年5月28日(水)
- ・企画提案書の提出期限 令和7年6月5日(木)17時まで
- ・企画提案会 令和7年6月18日(水)14時から
- ・選定結果通知 令和7年6月24日(火) 予定
- ・契約締結・事業開始 契約日
- ・事業完了 令和8年3月23日(月)

## 6 応募手続き等に関する事項

### (1) 質問の受付

ア 受付期間：令和7年4月11日(金)から令和7年4月28日(月)17時まで

イ 提出方法：別紙「質問票」に記載し、Eメールにて送信すること  
締め切り以降の質問は受付けない

Eメール：[tm0015@city.osaka.lg.jp](mailto:tm0015@city.osaka.lg.jp)

ウ 回答：令和7年5月8日(木)までに、文書等により回答する

### (2) 参加申請手続き及び参加資格決定通知

ア 受付期間 令和7年5月9日(金)から令和7年5月23日(金)17時まで  
(区役所の開庁時間のみ受け付けます)

イ 提出書類 公募型プロポーザル参加申込書(様式1-1)

※連合体で申請する場合は(様式1-2)、(様式2)を提出すること

ウ 提出部数 1部

エ 提出場所 東淀川区役所地域課(安全まちづくり) (1階8番窓口)に持参  
(送付は不可)

オ 参加資格決定通知予定日 令和7年5月28日(水)に書面により通知する。

### (3) 企画提案書の提出

ア 企画提案書は、A4版とする。

イ 企画提案書の枚数は、様式指定の枚数（表紙は含まない）とする。

ウ 企画提案書の必須記載項目は、次のとおりとする。

様式 6 本業務に対する考え方、実施方針(体制・スケジュール含む)（3枚以内）

様式 6－Ⅰ 業務概要（目的・条件・内容等）

様式 6－Ⅱ 業務の実施方針

様式 6－Ⅲ 業務実施体制図及び工程計画（スケジュール）

様式 7 企画提案内容（次の2項目について具体的な実施方法も含めて記載する）

提案事項① 協議会の運営支援（2枚以内）

提案事項② 訓練の企画・実施（2枚以内）

様式 8 類似業務（防災事業のコンサルティング）の実績有無及び詳細（2枚以内）

様式 9 提案見積と積算根拠（1枚）

エ 受付期間 令和7年5月29日(木)から令和7年6月5日(木)（毎日9時から17時まで）

オ 提出部数 10部(正1部 副9部 ※副は複写可)

※ 提案できる案は1案のみとする。提案事業者名の記載は正のみとし、副には記載しないとともに、他に事業者名表示があれば黒塗りするなどし、提案事業者が推定できる記載は行わないこと。

カ 提出場所 東淀川区役所地域課（安全まちづくり）（1階8番窓口）に持参  
（送付は不可）

#### （4）参考資料

企画提案書類作成において参考となる本事業のこれまでの成果物等は、東淀川区役所ホームページに掲載しているものを参照すること。

・東淀川区役所HP

（URL：<https://www.city.osaka.lg.jp/higashiyodogawa/category/3278-5-9-0-0-0-0-0-0-0.html>）

## 7 選定に関する事項

### （1）選定基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

| 評価項目             | 着眼点        | 評価事項                                                | 配点  |
|------------------|------------|-----------------------------------------------------|-----|
| (1)実施能力<br>(30点) | Ⅰ 類似業務の実績  | 類似業務（防災事業のコンサルティング）の実績があり、その経験が本業務に活かすことができるものであるか。 | 30点 |
|                  | Ⅱ 業務の実施体制  | 企画提案した内容を確実に遂行できる運営基盤があるか                           |     |
|                  | Ⅲ 提案内容の実現性 | 提案内容について、実現可能な方法・計画で立案されているか。                       |     |

|                    |                 |                                                                                    |       |
|--------------------|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| (2) 企画提案<br>(60 点) | I 協議会の運営支援について  | ①効果的に協議会の運営支援が行える実施方法や手法となっているか。<br>②企画コンセプトが明確であり、かつ本業務の趣旨及び目的を理解した上で提案された内容であるか。 | 60 点  |
|                    | II 訓練の企画・実施について | ①実現性のある実施方法や手法となっているか。<br>②企画コンセプトが明確であり、かつ本業務の趣旨及び目的を理解した上で提案された内容であるか。           |       |
|                    | III 総合評価        | ①帰宅困難者対策の推進が期待できる企画提案内容となっているか。<br>②企画提案の内容は、専門性・独創性があるか。                          |       |
| (3) 見積金額<br>(10 点) | I 見積金額          | 積算は企画内容に対して適正であるか。                                                                 | 10 点  |
| 総合得点               |                 |                                                                                    | 100 点 |

## (2) 選定方法

ア 本企画提案の審査については、令和 7 年度新大阪駅及び駅周辺企業等の帰宅困難者対策事業業務委託審査委員会が選定基準に基づき、書面による事前審査を行い、プレゼンテーション審査の結果を加味して、優れた企画提案者を選ぶ。その意見を受けた上で、事業者の選定を行う。

イ 選定委員は、審査基準に沿って企画提案書の審査を行う。

ウ 企画提案会

(ア) 開催日時 令和 7 年 6 月 18 日（水）14 時から

(イ) 場所 大阪市東淀川区役所出張所 3 階 多目的室

(ウ) 内容・方法

- ・提案事業者ごとに行い、1 団体当たり 25 分以内（企画提案書により提案 10 分、質疑 15 分）とする。開始時間は参加資格決定通知に記載する。参加が 1 事業者であっても実施する。
- ・会場は、インターネットを使用できる環境はない。パソコン等必要な機器は、提案者が用意すること。

エ 審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、委員の合議により最優秀提案を決定する。

オ 評価点数が、全委員の平均で 60 点に満たない場合は、選定対象としない。

## (3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 審査委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること

イ 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと

ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること

エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後、速やかに全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。

8 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。

イ 採用された企画提案書は、大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。

ウ すべての企画提案書は返却しない。

エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（市情報公開条例に基づく公開を除く）。

オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。

カ 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

(2) 提出先、お問い合わせ先

〒533-8501 大阪市東淀川区豊新2丁目1番4号

大阪市東淀川区役所 地域課（安全まちづくり）【1階8番窓口】

TEL 06-4809-9820